



うれしいな ちいさの人の 思いやり



# 豊川市社会福祉協議会

## 地域福祉活動費助成事業

～みんなで作る支えあいのまち～

そんなまちづくりをテーマに活動をしている  
団体に、豊川市社会福祉協議会から

# 5万円

 (上限)

助成します！ ※詳細は裏面参照

みんなの活動、  
応援したい...



# 申請団体大募集!!

募集期間 2019年6月7日(金)まで

この助成事業は、「赤い羽根共同募金」の配分金の一部を財  
源に実施します。



- 1 助成金額について  
1 団体につき、**5万円を上限として交付します。**  
但し、事業の内容や全体の助成対象件数などの事由により、減額する場合があります。
- 2 助成申請することができる団体について  
豊川市内で活動するボランティア・市民活動団体（とよかわボランティア・市民活動センター登録団体）、要援護者（高齢者・障害者・児童）自身やその家族で組織される当事者団体で、次の条件を全て満たすものを対象とします。
  - （1）団体設立後、1年以上の活動実績がある団体  
※基準日は2019年4月1日現在とします。
  - （2）宗教と政治に関するものでないこと。
  - （3）助成金対象事業について、国、県、市及び社会福祉協議会等から、当該年度助成を受けないこと。
  - （4）会則、規約等が定めてあること。
- 3 助成を受けることのできる事業  
豊川市内において、地域福祉推進の観点から「みんなでつくる支えあいのまち」を目指す次の事業とします。
  - （1）地域福祉の向上に繋がる事業
  - （2）住民の福祉意識を高める事業
  - （3）ボランティア・市民活動団体の活動発展のために必要な資機材を購入する事業

また上の条件を満たしていても、下記の点に注意してください。

**2020年3月31日（火）までに完了する単年度事業**であること。

また、**同一事業に対する助成は各団体で通算3回**までとします。

**会員の互助やそれに類する事業**（例えば、飲食費等）、また光熱費など**団体の経常運営にかかる経費**に対しては本助成を受けることはできません。

- 4 助成決定方法  
第1次審査：書類選考（通過団体には、後日第2次審査案内文書をお送りします）  
第2次審査：申請団体による公開プレゼンテーション及び助成額の査定  
（7月6日（土）開催予定）
- 5 実績報告及び助成金の交付  
・事業完了後10日以内に実績報告書を提出いただきます。  
・実績報告書提出後、助成金を交付いたします。
- 6 申請書類提出締切  
2019年6月7日（金）まで
- 7 申請方法（申請書はホームページよりダウンロードできます。）  
・所定の申請書に必要事項を記入の上、下記まで申請ください。  
・申請書添付の必要書類  
団体の規約、前年度の事業報告、決算報告、活動報告等がわかる資料（チラシ、パンフレット等）、助成対象事業に係る事業計画書及び予算書  
※申請書書式は、ウィズ豊川1階事務所窓口に置いてあるほか、下記ホームページよりダウンロードすることも可能です。
- 8 提出先（連絡先）  
豊川市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係 担当 岩本  
豊川市諏訪3丁目242番地（豊川市社会福祉会館「ウィズ豊川内」）  
TEL：83-5211 FAX：89-0662  
E-mail：t-syakyou@toyokawa-shakyo.or.jp  
ホームページURL <http://www.toyokawa-shakyo.or.jp>

